

令和7年10月20日

報道発表資料

川崎市（宮前区役所）

歩道工事中に発生した事故について

令和7年10月19日21時頃、宮前区鷺沼3丁目14-5地先の市道鷺沼線歩道部において、宮前区発注工事の「市道鷺沼線横断防止柵設置及び舗装道補修（歩道透水性）工事」の工事現場で、日曜日など作業時間以外の安全対策としての立ち入り禁止のバリケード等を設置し歩行者等の侵入を防ぐ対応措置を行わなかったため、コンクリートブロック穴（幅20cm×20cm、深さ30cm）に通行中の小学生の児童（1名）の足が挟まり転倒し右下腿部に外部皮膚損傷及び筋膜損傷する事故が発生しました。

- 1 発生日時 令和7年10月19日（日）21時頃
- 2 発生場所 川崎市宮前区鷺沼3丁目14-5（歩道部）
- 3 事故の概要 歩道上の横断防止柵を施工するために整備中の支柱設置用のコンクリートブロック穴（20cm×20cm×30cm）に通行中の小学生（5年生・男児）の児童の足が挟まり転倒し右下腿部に全治1ヶ月の外部皮膚損傷及び筋膜損傷（八針の縫合処置）をしたものです。
- 4 事故原因 受注者が、作業時間以外の歩行空間確保の対応として歩道上に立ち入り禁止のバリケード等を設置し安全対策に努めるべきところ、ブロック穴表面に緑色の養生テープのみで保安していたためです。
- 5 受注者 株式会社 石塚土木（川崎市川崎区池田2丁目）
- 6 今後の方針 受注者に対し、工事現場の交通規制方法の再確認や現場作業員に対する安全対策の再教育を指示するとともに、現在工事を受注している全事業者に対しても、安全対策に関する指導を徹底していきます。

問合せ先

川崎市宮前区役所道路公園センター整備担当 野村

電話 044-877-1661